

都市公園内における民設民営型集会所設置に関する要綱（案）の概要

1. 経緯

平成 16 年に都市公園法及び都市公園法施行令が改正され、集会所等を公園施設として設置することが可能となりました。

公園管理者の許可が必要である公園施設の設置の可否について、都市公園法及び都市公園法施行令に定めるほか、必要な規定を整備しようとするものです。

2. 公園施設（集会所）の設置要件

- (1) 申請者は、地方自治法上の認可地縁団体に限られます。
- (2) 申請者が居住する地域に、集会所の適地が見つからない場合があります。
- (3) 設置可能な都市公園は、面積が 1 万平方メートル以上の公園とします。
- (4) 建築面積は、法令の範囲以内とします。また、建築予定の公園に既存の集会所が無い場合とします。
- (5) 集会所は、平屋とします。
- (6) バリアフリー及びユニバーサルデザインに配慮した設計ものとします。
- (7) 一般の公衆に開放されるものとします。
- (8) 公園の機能増進に寄与されるものとします。
- (9) 集会所の名称は、公園の名称を冠したものとします。この際、特定団体の専用施設と誤解されない名称とします。
- (10) 当該公園の清掃等を行う愛護会等を組織していただきます。
- (11) 設置許可期間は、10 年とします。ただし、更新は可能です。

3. 手続き

公園施設を設置・管理しようとする者は、本要綱(案)に基づき公園施設設置申請書類及び関係書類を提出し、審査委員会の審査を経て、可否が決定されます。

4. 関係する法令等について

- (1) 都市公園法
- (2) 都市公園法施行令
- (3) 都市公園法運用指針（国土交通省都市局）
- (4) 「公園施設として設置される児童館及び地縁団体の会館施設の取扱いについて」（平成 29 年 3 月 31 日付国都公景第 217 号）

5. 施行期日

平成 30 年 2 月 1 日